

おくやみガイド

【おくやみガイドの利用方法】

- ①「死亡・相続の主な手続きの流れ」を確認して、今後の手続きをイメージしてください
- ②死亡に関する手続きとして、「市役所・区役所・支所での手続きチェックリスト」
P4～8 で必要な手続きをチェックしてください
チェックした手続きの該当ページを開き、手続きをご確認ください
※「チェックリスト」の手続き期限が早いものを優先してお手続きください
- ③相続・遺産分割協議について確認をして、必要な手続きについてお調べください

令和6年2月発行

ご遺族の方へ

このたびのご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族の方におかれましては、死亡届提出をはじめ、年金や保険などさまざまな申請や届出いただく手続きが生じるかと存じます。また申請や届出と並行して相続の手続きも発生します。

浜松市ではご遺族の方の申請や手続きに対する負担を少しでも減らせるよう「おくやみガイド」を作成いたしました。

どうぞ、ご利用ください。

浜松市

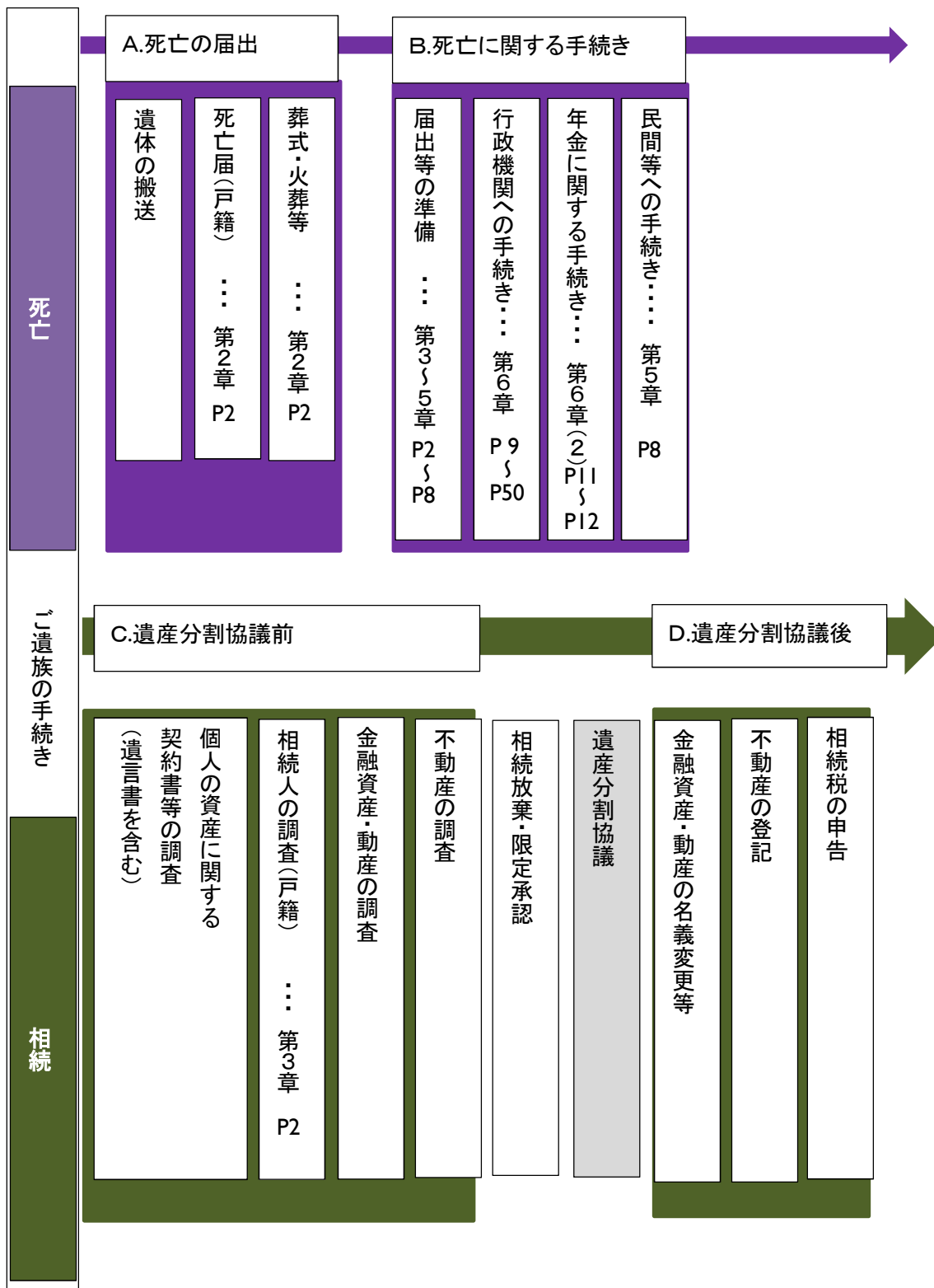
【目次】

1. 【「死亡・相続」の主な手続きの流れ】……………P1
2. 【死亡届の提出、火葬について】……………P2
3. 【死亡届提出後の証明書発行について】……………P2 ～3
4. 【市役所・区役所・支所での手続きチェックリスト】 ……P4 ～7
5. 【市役所・区役所・支所以外での主な手続き】……………P8
6. 【市役所・区役所・支所での手続き】
 - (1) 住民関係……………P9 ～10
 - (2) 年金……………P11～12
 - (3) 介護……………P13～15
 - (4) 健康保険……………P16～19
 - (5) 税金……………P20～21
 - (6) 障がい福祉……………P22～33
 - (7) 児童福祉……………P34～38
 - (8) その他福祉……………P39～43
 - (9) 水道・下水道 ……P44～46
 - (10) 暮らし……………P47～50
7. 【相続登記について】……………P51～54

「おくやみガイド」に掲載の行政情報は、令和6年1月現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

1. 【「死亡・相続」の主な手続きの流れ】

- 「死亡」の手続きは、死亡届の提出の後、その後の手続きに進みます。
- 「相続」の手続きは、遺産分割協議(相続人全員の合意)の前後で局面が分かります。



2. 【死亡届の提出、火葬について】

死亡届につきましては届出の義務があり、亡くなられた日から原則7日以内に届出資格のある方から提出していただきます。窓口への提出は代理の方でも可能であり、火葬の手続きと併せて葬儀会社の方が持参されることが多いです。

死亡届を提出いただきますと、行政機関での各証明書の発行が可能となります。詳しくは以下に記載しますのでお読みください。

3. 【死亡届提出後の証明書発行について】

ここでは、死亡届提出後に亡くなった方の証明書が発行できるようになるまでの目安と、証明書の取得方法を記載いたします。相続手続きのほか、年金や保険など様々な申請で亡くなられたことを証明する書類が必要になりますので、ご一読ください。

《証明書発行までの目安》

死亡届を提出した場所によって、戸籍や住民票が発行できるようになる日数が異なります。

＜戸籍事項証明書＞

死亡届を本籍地の区役所に提出 →届出された日の翌開庁日から5日目以降にご請求いただくことができます。(年末年始の休暇とゴールデンウィーク等の連休前後の場合は日数が異なります)

死亡届を本籍地以外の市区町村に提出→届出いただいた内容が戸籍に記載されるまでに時間がかかります。詳しくは本籍地の市区町村にお問い合わせください。

＜住民票の写し＞

※住所地が浜松市の場合をご案内します。

死亡届を浜松市内の区役所に提出 →届出された日の翌開庁日から2日目以降にご請求いただくことができます。

死亡届を浜松市外の市区町村に提出 →届出いただいた内容が住民票に記載されるまでに時間がかかります。詳しくはお届け先の市町村にお問い合わせください。

《証明書の取得方法》

＜戸籍事項証明書＞

請求先

本籍をおいていた市区町村の役場

請求できる人

亡くなられた方の配偶者

同じ戸籍に名前がある方

直系血族

※兄弟等、上記に含まれない方が請求する場合はお問い合わせください。

持ち物

本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、保険証と年金手帳 等）

続柄の確認ができるもの（浜松市内の戸籍で確認できる場合は不要）

手数料

戸籍全部/個人事項証明書 1通 450円

除籍全部/個人事項証明書、除籍謄/抄本、改製原戸籍謄/抄本 1通 750円

※戸籍は婚姻や縁組などの届出、また法律の改製等で新しく編製され、複数存在します。

どういった内容の戸籍が必要か、提出先にご確認ください。

例) 出生から死亡までの一連の戸籍

死亡の記載のある戸籍 など

<住民票の写し(除票)>

請求先

住所をおいていた区役所

請求できる人

亡くなられた後の手続きを行うにあたって、提出先から求められた方

持ち物

本人確認書類(個人番号カード、運転免許証、保険証と年金手帳 等)

疎明資料(続柄の分かる戸籍や、保険証書等、お手続きによって必要なものが異なります)

※事前に各区分区民生活課までお問い合わせください。

手数料

1通 350円

お問い合わせ先

【各区分区民生活課】

中央区役所 457-2135

浜名区役所 585-1111

天竜区役所 922-0019

【行政センター】

東行政センター 424-0153 南行政センター 425-1346

西行政センター 597-1115 北行政センター 523-1116

4. 【市役所・区役所・支所での手続きチェックリスト】

※1 手続き期限については以下のように表記いたします。

◎→期限が2週間以内 ○→期限が1か月以内 △→期限が1か月以上 空欄→期限はないがすみやかに提出

亡くなられた方の確認項目		該当手続き	手続き 期限※1	受付窓口	参照 ページ
住民 関係	<input type="checkbox"/> 世帯主であった	<input type="checkbox"/> 世帯主変更の手続き	◎	・各区区民生活課 ・行政センター、支所、 市民サービスセンター、 協働センター (ふれあいセンター)内 届出・証明窓口	P9
	<input type="checkbox"/> 市民カード(印鑑登録証)を所持してい た	<input type="checkbox"/> 市民カードの返納の手続き			
	<input type="checkbox"/> パスポートを所持していた	<input type="checkbox"/> パスポートの返納		・中央区区民生活課 ・浜名区区民生活課 ・北行政センター	P10
年 金	<input type="checkbox"/> 国民年金のみに加入していた	<input type="checkbox"/> 国民年金の手続き	△	・各区役所および 行政センター内 福祉事業所 年金担当課	P11
	<input type="checkbox"/> 遺族基礎年金・寡婦年金・障害基礎 年金のみ受給していた	<input type="checkbox"/> 未支給年金の請求	△		P12
	<input type="checkbox"/> 高齢基礎年金・厚生年金を受給して いる	P8 市役所・区役所・支所以外の主な手続き参照			
介 護	<input type="checkbox"/> 65歳以上の方または介護認定を受け ていた	<input type="checkbox"/> 介護保険資格喪失届の提出 (介護保険被保険者証の返還) <input type="checkbox"/> 相続人代表者に関する届の提出 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証の返還 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証の返還 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人等利用者負担軽減対 象確認証の返還		・各区役所および 行政センター内 福祉事業所 介護保険担当課 ・支所、 市民サービスセンター、 協働センター (ふれあいセンター)内 届出・証明窓口	P13 ~ P15
健 康 保 険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入していた <input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入している世帯の 世帯主であった	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証の返納 <input type="checkbox"/> 葬祭費支給申請の提出 <input type="checkbox"/> 相続人代表者に関する届の提出	一部△	・各区役所および 行政センター内 福祉事業所 国民健康保険担当課	P16 P17
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険に加入していた	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証の返納 <input type="checkbox"/> 葬祭費支給申請の提出 <input type="checkbox"/> 相続人代表者に関する届の提出	一部△	・各区役所および 行政センター内 福祉事業所 後期高齢者医療担当課	P18 P19
	<input type="checkbox"/> 上記以外の各種健康保険に加入して いる	P8 市役所・区役所・支所以外の主な手続き参照			

※1 手続き期限については以下のように表記いたします。

◎→期限が2週間以内 ○→期限が1か月以内 △→期限が1か月以上 空欄→期限はないがすみやかに提出

亡くなられた方の確認項目		該当手続き	手続き 期限※1	受付窓口	参照 ページ
税金	<input type="checkbox"/> 浜松市税を口座振替で納税していた	<input type="checkbox"/> 市税の口座振替停止の手続き		・税務総務課	P20
	<input type="checkbox"/> 個人市民税・県民税の納税義務者であった	<input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届の提出 <input type="checkbox"/> 納付書の再発行		・市民税課	
	<input type="checkbox"/> 固定資産税の納税義務者であった	<input type="checkbox"/> 固定資産税の相続人代表者届書兼 現所有者申告書	△	・資産税課	P21
	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車、小型特殊自動車を所有していた	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車、小型特殊自動車の 名義変更、廃車などの手続き	○	・市民税課	
	以下を所有していた <input type="checkbox"/> 普通自動車 <input type="checkbox"/> 軽自動二輪車 <input type="checkbox"/> 二輪小型自動車 <input type="checkbox"/> 軽自動四輪車 <input type="checkbox"/> ボートトレーラー	P8 市役所・区役所・支所以外の主な手続き参照			
	<input type="checkbox"/> 国税関係	P8 市役所・区役所・支所以外の主な手続き参照			
障がい福祉	下記のいずれかを所持していた <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証(精神通院) <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証(更生医療)	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の返還 <input type="checkbox"/> 療育手帳の返還 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の返還 <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証(精神通院) の返還 <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証(更生医療) の返還	×	・各区役所および 行政センター内 福祉事業所 社会福祉課	P22 ~ P24
	下記のいずれかを利用していた <input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費助成 <input type="checkbox"/> 精神障害者医療費助成	<input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費助成資格喪失 の手続き <input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費助成支払金 振込口座の変更手続き <input type="checkbox"/> 精神障害者医療費助成申請の手続 き	一部△		P25 P26
	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当を受給していた <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当の対象児童であった	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当の手続き、申請	一部◎ or△		P27
	下記のいずれかの手当を受給していた <input type="checkbox"/> 特別障害者手当 <input type="checkbox"/> 障害児福祉手当 <input type="checkbox"/> 経過的福祉手当	<input type="checkbox"/> 特別障害者手当、障害児福祉手 当、経過的福祉手当の手続き	一部◎ or△		P28
	<input type="checkbox"/> 心身障害者扶養共済に加入している	<input type="checkbox"/> 心身障害者扶養共済の年金受給の 給付請求 <input type="checkbox"/> 心身障害者扶養共済の障がい者死 亡による弔慰金の給付請求 <input type="checkbox"/> 心身障害者扶養共済年金受給者の 死亡の届出			P29 P30

※1 手続き期限については以下のように表記いたします。

◎→期限が2週間以内 ○→期限が1か月以内 △→期限が1か月以上 空欄→期限はないがすみやかに提出

亡くなられた方の確認項目		該当手続き	手続き 期限※1	受付窓口	参照 ページ
障 が い 福 祉	<input type="checkbox"/> 下記のいずれかを利用していた <input type="checkbox"/> 外出支援助成券(ナイスパス以外) <input type="checkbox"/> 紙おむつ券 <input type="checkbox"/> 配食サービス <input type="checkbox"/> FAX 一斉同時サービス(F ネット) <input type="checkbox"/> 緊急通報システム装置	<input type="checkbox"/> 外出支援助成券(ナイスパス以外)の返還 <input type="checkbox"/> 紙おむつ券の返還 <input type="checkbox"/> 配食サービス支給の停止手続き <input type="checkbox"/> FAX 一斉同時サービス(F ネット)変更(廃止)届書の提出 <input type="checkbox"/> ひとり暮らし障がい者緊急通報システム装置		・各区役所および行政センター内 福祉事業所 社会福祉課	P31 ～ P33
児 童 福 祉	<input type="checkbox"/> 未成年の子の父または母が亡くなった 下記のいずれかを利用していた <input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 遺児・交通遺児手当 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成 <input type="checkbox"/> 母子父子寡婦福祉資金貸付金	<input type="checkbox"/> 児童手当の申請、未支払請求 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当の申請、手続き <input type="checkbox"/> 遺児・交通遺児手当の申請、手続き <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成の手続き、申請 <input type="checkbox"/> 母子父子寡婦福祉資金貸付金の手続き	一部○ or◎	・各区役所および行政センター内 福祉事業所 児童家庭担当課	P34 ～ P38
そ の 他 福 祉	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療費受給者証を所持していた	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療費受給者証の返還		・健康増進課 ・各区役所および行政センター内 健康づくりセンター	P39
	<input type="checkbox"/> 亡くなった方が被爆者健康手帳の交付を受けていた	<input type="checkbox"/> 被爆者葬祭料の支給申請	△		
	下記のいずれかを利用していた <input type="checkbox"/> 特定医療費(指定難病)受給者証 <input type="checkbox"/> 静岡県特定疾患医療受給者証	<input type="checkbox"/> 特定医療費(指定難病)受給者証の返還 <input type="checkbox"/> 静岡県特定疾患医療受給者証の返還		P40	
そ の 他 福 祉	<input type="checkbox"/> ひとり暮らし高齢者の方で下記を利用していた <input type="checkbox"/> 配食サービスを利用していた <input type="checkbox"/> 緊急通報システム装置の利用していた	<input type="checkbox"/> ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業の廃止手続き <input type="checkbox"/> ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業の廃止手続き		・各区役所および行政センター内 福祉事業所 長寿支援担当課	P41
	<input type="checkbox"/> 軽度生活援助員派遣事業を利用していた	<input type="checkbox"/> 軽度生活援助員派遣事業の廃止手続き			
	<input type="checkbox"/> 外国人高齢者福祉手当を受給していた	<input type="checkbox"/> 外国人高齢者福祉手当受給者資格変更届出書等の提出			・居住地を所管する地域包括支援センター ・各区役所および行政センター内 福祉事業所 長寿支援担当課 ・高齢者福祉課
<input type="checkbox"/> 徘徊高齢者早期発見事業(オレンジシール交付)に登録していた	<input type="checkbox"/> 浜松市徘徊高齢者早期発見事業(オレンジシール交付)登録廃止届の提出				

※1 手続き期限については以下のように表記いたします。

◎→期限が2週間以内 ○→期限が1か月以内 △→期限が1か月以上 空欄→期限はないがすみやかに提出

亡くなられた方の確認項目		該当手続き	手続き 期限※1	受付窓口	参照 ページ
その他福祉	<input type="checkbox"/> ゆずりあい駐車場利用証を利用していた	<input type="checkbox"/> ゆずりあい駐車場利用証の返却		・障害保健福祉課 ・各区役所および行政センター内 社会福祉課・ 長寿支援課・ 長寿保険課、 健康づくりセンター	P43
水道・下水道	<input type="checkbox"/> 水道・下水道を使用していた	<input type="checkbox"/> 水道・下水道の使用者変更		・上下水道受付センター	P44
	<input type="checkbox"/> 下水道受益者負担金を完納していない	<input type="checkbox"/> 下水道受益者負担金の受益者変更		・上下水道部 お客さまサービス課	
	<input type="checkbox"/> 井戸水を使用していた	<input type="checkbox"/> 井戸使用世帯人員の変更		・上下水道受付センター	P45
	<input type="checkbox"/> 給水装置所有者であった	<input type="checkbox"/> 給水装置所有者変更の届出		・各地域の 上下水道担当課	
	<input type="checkbox"/> 浄化槽の使用者又は管理者であった	<input type="checkbox"/> 浄化槽管理者の変更	○	・各区役所 まちづくり推進課 ・各行政センター ・上下水道部 お客さまサービス課	P46
暮らし	<input type="checkbox"/> 市営墓所を利用している	<input type="checkbox"/> 墓所利用権承継申請 <input type="checkbox"/> 納骨届の提出		・各区役所区民生活課 ・各行政センター ・三方原墓園管理事務所	P47
	<input type="checkbox"/> 浜松市納骨堂の生前登録をしている	<input type="checkbox"/> 永年納骨依頼届の提出		・各区役所区民生活課 ・各行政センター ・三方原墓園管理事務所	P48
	<input type="checkbox"/> 犬を飼っていた	<input type="checkbox"/> 犬の飼い主変更手続き	○	・動物愛護教育センター ・各区役所担当課 ・各行政センター、支所	P49
	<input type="checkbox"/> 森林の土地を所有していた	<input type="checkbox"/> 森林の土地の所有者届出	△	・林業振興課 ・農業振興課 ・天竜森林事務所	
	<input type="checkbox"/> 農地の権利を所有していた	<input type="checkbox"/> 農地を相続した旨の届出	△	・農地利用課 ・農業委員会事務局	P50
	<input type="checkbox"/> 市営住宅に入居していた	P8 市役所・区役所・支所以外の主な手続き参照			
	<input type="checkbox"/> 遺言書を作成していた	P8 市役所・区役所・支所以外の主な手続き参照			
	<input type="checkbox"/> 運転免許証を所持していた	P8 市役所・区役所・支所以外の主な手続き参照			
<input type="checkbox"/> 在留カードを所持していた	P8 市役所・区役所・支所以外の主な手続き参照				

5. 【市役所・区役所・支所以外での主な手続き一覧】

	対象	主な手続き	問い合わせ先
市役所・区役所・支所以外での主な手続き一覧	<input type="checkbox"/> 生命保険等	<input type="checkbox"/> 死亡保険金の請求 <input type="checkbox"/> 入院給付金の請求 等	・加入していた生命保険会社または代理店
	<input type="checkbox"/> 各種健康保険	<input type="checkbox"/> 保険証の返納 等	・加入していた健康保険の組合や団体 等
	<input type="checkbox"/> 預貯金口座等	<input type="checkbox"/> 口座凍結の解除	・各金融機関 等
	<input type="checkbox"/> 株式等	<input type="checkbox"/> 名義変更	・証券会社 等
	<input type="checkbox"/> 国債	<input type="checkbox"/> 記名変更 <input type="checkbox"/> 償還金受領	・償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局
	<input type="checkbox"/> クレジットカード	<input type="checkbox"/> 解除	・各契約会社
	<input type="checkbox"/> 固定電話・携帯電話	<input type="checkbox"/> 契約承継・解約	・各契約会社
	<input type="checkbox"/> インターネット	<input type="checkbox"/> 名義変更・解約	・各契約会社
	<input type="checkbox"/> NHK受信料	<input type="checkbox"/> 名義変更・解約	・各契約会社
	<input type="checkbox"/> 電気・ガス料金等	<input type="checkbox"/> 名義変更・解約	・各契約会社
	<input type="checkbox"/> ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/> 名義変更・解約	・各契約会社
	<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証	<input type="checkbox"/> 返納	・名古屋出入国在留管理局浜松出張所 053-458-6496
	<input type="checkbox"/> 老齢基礎年金・厚生年金関係	<input type="checkbox"/> 未支給年金の請求	・浜松西年金事務所 053-456-8511 ・浜松東年金事務所 053-421-0192
	<input type="checkbox"/> 普通自動車	<input type="checkbox"/> 税金に関する手続き	・浜松財務事務所 053-458-7132
	<input type="checkbox"/> 普通自動車	<input type="checkbox"/> 廃車・名義変更	・静岡運輸支局浜松自動車検査登録事務所 050-5540-2052
	<input type="checkbox"/> 軽自二輪車 (125cc を超え 250cc 以下) <input type="checkbox"/> 二輪小型自動車 (250cc を超えるもの)	<input type="checkbox"/> 廃車・名義変更	・静岡運輸支局浜松自動車検査登録事務所 050-5540-2052
	<input type="checkbox"/> 軽自四輪・ボートトレーラー	<input type="checkbox"/> 廃車・名義変更	・軽自動車検査協会静岡事務所浜松支所 050-3816-1777
	<input type="checkbox"/> 不動産登記関係	<input type="checkbox"/> 所有権の移転登記	・静岡地方法務局浜松支局 053-454-1396
	<input type="checkbox"/> 国税関係	<input type="checkbox"/> 相続手続き等	・浜松西税務署 053-555-7111 ・浜松東税務署 053-458-1111
	<input type="checkbox"/> 青果店・鮮魚店又は飲食店 (中央卸売市場利用者)	<input type="checkbox"/> 代表者変更	・浜松市中央卸売市場 053-427-7406
<input type="checkbox"/> 市営住宅	<input type="checkbox"/> 入居者及び同居者の異動に関する届出	・市営住宅管理センター 053-457-3051 ・市営住宅北部管理センター 053-401-0323	
<input type="checkbox"/> 遺言書	<input type="checkbox"/> 検認・開封	・静岡家庭裁判所浜松支部 053-453-7158	
<input type="checkbox"/> 相続放棄	<input type="checkbox"/> 相続放棄の申立	・静岡家庭裁判所浜松支部 053-453-7158	
<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 返納	・浜松中央警察署 053-475-0110 ・浜松東警察署 053-460-0110 ・浜松西警察署 053-484-0110 ・細江警察署 053-522-0110 ・天竜警察署 053-926-0110 【運転免許センター】 ・西部運転免許センター 053-587-2000	

6. 【市役所・区役所・支所での手続き】

(1) 住民関係

世帯主変更の手続き

対象者
<p>下記のいずれにも当てはまる場合、手続きが必要になります。</p> <p><input type="checkbox"/>亡くなった方が世帯主だった</p> <p><input type="checkbox"/>同一世帯に残された世帯員が2名以上いる</p>
持ち物
<p><input type="checkbox"/>届出人の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/>委任状(届出人が故人と別世帯の場合)</p> <p><input type="checkbox"/>残った世帯員の国民健康保険証</p>
受付窓口・問い合わせ先
<p>【各区区民生活課】</p> <p>中央区役所 457-2125</p> <p>浜名区役所 585-1111</p> <p>天竜区役所 922-0019</p> <p>【行政センター】</p> <p>東行政センター 424-0154</p> <p>西行政センター 597-1115</p> <p>南行政センター 425-1348</p> <p>北行政センター 523-1116</p> <p>【支所】</p> <p>[中央区] [天竜区]</p> <p>舞 阪 592-2111 春 野 983-0001</p> <p>[浜名区] 佐久間 966-0002</p> <p>引 佐 542-1111 水 窪 982-0002</p> <p>三ヶ日 524-1111 龍 山 966-2113</p> <p>※上記以外に、市民サービスセンター、協働センター(ふれあいセンター)内届出・証明窓口でも受付できます。詳しくはお問い合わせください。</p>
期限
世帯主が亡くなった日から14日以内

市民カードの返納の手続き

対象者
<p>亡くなった方が印鑑登録をしていた場合、市民カードを返納していただきます。</p>
持ち物
<p><input type="checkbox"/>亡くなった方の市民カード</p>
受付窓口・問い合わせ先
<p>【各区区民生活課】</p> <p>中央区役所 457-2125</p> <p>浜名区役所 585-1111</p> <p>天竜区役所 922-0019</p> <p>【行政センター】</p> <p>東行政センター 424-0154</p> <p>西行政センター 597-1115</p> <p>南行政センター 425-1348</p> <p>北行政センター 523-1116</p> <p>【支所】</p> <p>[中央区] [天竜区]</p> <p>舞 阪 592-2111 春 野 983-0001</p> <p>[浜名区] 佐久間 966-0002</p> <p>引 佐 542-1111 水 窪 982-0002</p> <p>三ヶ日 524-1111 龍 山 966-2113</p> <p>※上記以外に、市民サービスセンター、協働センター(ふれあいセンター)内届出・証明窓口でも受付できます。詳しくはお問い合わせください。</p>
期限
なし

パスポート返納

対象者
亡くなられた方の有効中パスポートを返納申出されるご遺族 ※手続き後、無効処理をしたパスポートをお返しできます。
持ち物
<input type="checkbox"/> 「死亡診断書のコピー」又は「死亡が記載された戸籍謄本」の提示 ※本籍地が浜松市内の場合は省略可 <input type="checkbox"/> 有効中パスポート <input type="checkbox"/> 窓口にお見えになるご遺族の本人確認書類
受付窓口・問い合わせ先
【各区区民生活課・パスポート窓口】 中央区役所 457-2870 浜名区役所 585-1112 【行政センター・パスポート窓口】 北行政センター 523-1116
期限
なし

(2) 年金

国民年金の手続き 遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求

対象者	持ち物
<p>亡くなった方とご遺族が下記に該当する場合、遺族基礎年金や寡婦年金、死亡一時金が支給される可能性があります。</p> <p><亡くなった方について></p> <p><input type="checkbox"/> 遺族基礎年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金の被保険者であった ・国内居住者で 60 歳以上 65 歳未満の国民年金の被保険者であった者 ・老齢基礎年金の受給者であった※ ・老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている※ <p>※25 年以上の受給資格期間の者に限る</p> <p><input type="checkbox"/> 寡婦年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10 年以上の国民年金納付期間(免除期間を含む)があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに亡くなった場合 <p><input type="checkbox"/> 死亡一時金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3 年以上の国民年金納付期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに亡くなった場合 <p><ご遺族について></p> <p><input type="checkbox"/> 遺族基礎年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の子のある配偶者 ・亡くなった方の子 <p>※子とは、18 歳到達の年度末までの子</p> <p><input type="checkbox"/> 寡婦年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方と 10 年以上婚姻関係にあった妻 <p><input type="checkbox"/> 死亡一時金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹(①～⑥の順で、先順位者がいる場合は、後順位者は受け取ることができません) 	<p><遺族基礎年金または寡婦年金の請求></p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍謄(抄)本 <input type="checkbox"/> 所得証明</p> <p><input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 <input type="checkbox"/> 死亡診断書</p> <p><input type="checkbox"/> 振込先通帳</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーカード</p> <p><死亡一時金の請求></p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍謄(抄)本 <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票</p> <p><input type="checkbox"/> 振込先通帳</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーカード</p> <p>※上記以外にも他の書類等が必要になる場合やマイナンバーによる申請によって添付書類を省略できる場合がありますので、まずは下記の窓口でご相談ください</p> <p>受付窓口・問い合わせ先</p> <p>【各福祉事業所年金担当課】</p> <p>中央区役所内 457-2211</p> <p>東行政センター内 424-0183</p> <p>西行政センター内 597-1166</p> <p>南行政センター内 425-1582</p> <p>浜名区役所内 585-1125</p> <p>北行政センター内 523-2864</p> <p>天竜区役所内 922-0021</p> <p>期限</p> <p><遺族基礎年金または寡婦年金の請求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった日から 5 年以内 <p><死亡一時金の請求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった日から 2 年以内

未支給年金の請求

対象者

亡くなった方が年金を受給していた場合、ご遺族が下記に該当すると、未支給年金請求が可能な場合があります。

年金受給者である故人と生計を同じくしていた

亡くなった方からみて3親等以内

持ち物

戸籍謄(抄)本

世帯全員の住民票

振込先通帳

※上記以外にも他の書類等が必要になる場合やマイナンバーによる申請によって添付書類を省略できる場合がありますので、まずは、下記の窓口でご相談ください。

受付窓口・問い合わせ先

<遺族基礎年金・障害基礎年金・寡婦年金>

【各福祉事業所年金担当課】

中央区役所内 457-2211

東行政センター内 424-0183

西行政センター内 597-1166

南行政センター内 425-1582

浜名区役所内 585-1125

北行政センター内 523-2864

天竜区役所内 922-0021

<老齢基礎年金・厚生年金関係>

【日本年金機構・年金事務所】

浜松西年金事務所 456-8511

浜松東年金事務所 421-0192

期限

亡くなった日から5年以内

(3) 介護

介護保険資格喪失届の提出 (介護保険被保険者証の返還)

対象者
浜松市の介護保険被保険者 <input type="checkbox"/> 第1号被保険者(65歳以上の方)全員 <input type="checkbox"/> 第2号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)で介護認定を受けている者
持ち物
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証(認定申請中の方は資格者証)
受付窓口・問い合わせ先
【各福祉事業所長寿支援担当課】 中央区役所内 457-2324 東行政センター内 424-0184 南行政センター内 597-1119 西行政センター内 425-1572 浜名区役所内 585-1122 北行政センター内 523-2863 天竜区役所内 922-0065 【支所】 舞阪・春野・佐久間・引佐・水窪・三ヶ日・龍山 ※上記以外の市民サービスセンター、協働センター(ふれあいセンター)内届出・証明窓口でも受付できる場所があります。詳しくはお問合せください。
期限
すみやかに

相続人代表者に関する届の提出

対象者
介護保険被保険者の相続人
持ち物
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証(認定申請中の方は資格者証) <input type="checkbox"/> 相続人代表者の預金通帳
受付窓口・問い合わせ先
【各福祉事業所長寿支援担当課】 中央区役所内 457-2324 東行政センター内 424-0184 南行政センター内 597-1119 西行政センター内 425-1572 浜名区役所内 585-1122 北行政センター内 523-2863 天竜区役所内 922-0065 【支所】 舞阪・春野・佐久間・引佐・水窪・三ヶ日・龍山 ※上記以外の市民サービスセンター、協働センター(ふれあいセンター)内届出・証明窓口でも受付できる場所があります。詳しくはお問合せください。
期限
すみやかに

介護保険負担割合証の返還

対象者
<input type="checkbox"/> 総合事業対象者 <input type="checkbox"/> 要支援認定者 <input type="checkbox"/> 要介護認定者
持ち物
<input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証
受付窓口・問い合わせ先
【各福祉事業所長寿支援担当課】 中央区役所内 457-2324 東行政センター内 424-0184 南行政センター内 597-1119 西行政センター内 425-1572 浜名区役所内 585-1122 北行政センター内 523-2863 天竜区役所内 922-0065 【支所】 舞阪・春野・佐久間・引佐・水窪・三ヶ日・龍山 ※上記以外の市民サービスセンター、協働センター（ふれあいセンター）内届出・証明窓口でも受付できる場所があります。詳しくはお問合せください。
期限
すみやかに

介護保険負担限度額認定証の返還

対象者
介護保険負担限度額認定証の交付を受けている者
持ち物
<input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証
受付窓口・問い合わせ先
【各福祉事業所長寿支援担当課】 中央区役所内 457-2324 東行政センター内 424-0184 南行政センター内 597-1119 西行政センター内 425-1572 浜名区役所内 585-1122 北行政センター内 523-2863 天竜区役所内 922-0065 【支所】 舞阪・春野・佐久間・引佐・水窪・三ヶ日・龍山 ※上記以外の市民サービスセンター、協働センター（ふれあいセンター）内届出・証明窓口でも受付できる場所があります。詳しくはお問合せください。
期限
すみやかに

**社会福祉法人等利用者負担軽減
対象確認証の返還**

対象者
社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証の交付を受けている者
持ち物
<input type="checkbox"/> 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証
受付窓口・問い合わせ先
<p>【各福祉事業所長寿支援担当課】</p> <p>中央区役所内 457-2324</p> <p>東行政センター内 424-0184</p> <p>南行政センター内 597-1119</p> <p>西行政センター内 425-1572</p> <p>浜名区役所内 585-1122</p> <p>北行政センター内 523-2863</p> <p>天竜区役所内 922-0065</p> <p>【支所】</p> <p>舞阪・春野・佐久間・引佐・水窪・三ヶ日・龍山</p> <p>※上記以外の市民サービスセンター、協働センター（ふれあいセンター）内届出・証明窓口でも受付できる場所があります。詳しくはお問合せください。</p>
期限
すみやかに

(4) 健康保険

国民健康保険被保険者証の返納

対象者
国民健康保険被保険者
持ち物
<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証
受付窓口・問い合わせ先
【各福祉事業所国民健康保険担当課】 中央区役所内 457-2216 東行政センター内 424-0183 西行政センター内 597-1166 南行政センター内 425-1582 浜名区役所内 585-1125 北行政センター内 523-2864 天竜区役所内 922-0021 各支所、市民サービスセンター、協働センター（ふれあいセンター）内届出・証明窓口でも受付できる場所があります。詳しくはお問い合わせください。
期限
すみやかに

葬祭費支給申請

対象者
国民健康保険被保険者の葬祭を行った方 ※ただし、他の保険から葬祭費に相当する給付を受けている場合は、国民健康保険からは支給されません。 例) 社会保険離脱後 3 か月以内に死亡し、社保から埋葬料が支給される場合は、埋葬料を優先する。
持ち物
<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 葬祭執行者のわかるもの （会葬礼状・領収書など） <input type="checkbox"/> 葬祭執行者の預金通帳
受付窓口・問い合わせ先
【各福祉事業所国民健康保険担当課】 中央区役所内 457-2216 東行政センター内 424-0183 西行政センター内 597-1166 南行政センター内 425-1582 浜名区役所内 585-1125 北行政センター内 523-2864 天竜区役所内 922-0021 各支所、市民サービスセンター、協働センター（ふれあいセンター）内届出・証明窓口でも受付できる場所があります。詳しくはお問い合わせください。
期限
葬祭日の翌日から起算して 2 年間

相続人代表者に関する届

対象者
国民健康保険被保険者の相続人
持ち物
<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 相続人代表者の預金通帳
受付窓口・問い合わせ先
【各福祉事業所国民健康保険担当課】 中央区役所内 457-2216 東行政センター内 424-0183 西行政センター内 597-1166 南行政センター内 425-1582 浜名区役所内 585-1125 北行政センター内 523-2864 天竜区役所内 922-0021 各支所、市民サービスセンター、協働センター (ふれあいセンター)内届出・証明窓口でも受付 できる場所があります。詳しくはお問い合わせく ださい。
期限
すみやかに

後期高齢者医療被保険者証の返納

対象者	後期高齢者医療被保険者
持ち物	□後期高齢者医療被保険者証
問い合わせ先	<p>国保年金課 後期高齢グループ 457-2889</p> <p>【各福祉事業所後期高齢者医療担当課】</p> <p>中央区役所内 457-2053 東行政センター内 424-0183 西行政センター内 597-1166 南行政センター内 425-1582 浜名区役所内 585-1125 北行政センター内 523-2864 天竜区役所内 922-0021</p> <p>各支所、市民サービスセンター、協働センター（ふれあいセンター）内届出・証明窓口でも受付できる場所があります。詳しくはお問い合わせください。</p>
期限	すみやかに

葬祭費支給申請

対象者	<p>後期高齢者医療被保険者の葬祭を行った方</p> <p>※ただし、他の保険から葬祭費に相当する給付を受けている場合は、後期高齢者医療からは支給されません。</p> <p>例) 社会保険離脱後3か月以内に死亡し、社会保険から埋葬料が支給される場合は、埋葬料を優先する。</p>
持ち物	<p>□後期高齢者医療被保険者証</p> <p>□葬祭執行者の分かるもの（会葬礼状・領収書など）</p> <p>□葬祭執行者の預金通帳</p>
問い合わせ先	<p>国保年金課 後期高齢グループ 457-2889</p> <p>【各福祉事業所後期高齢者医療担当課】</p> <p>中央区役所内 457-2053 東行政センター内 424-0183 西行政センター内 597-1166 南行政センター内 425-1582 浜名区役所内 585-1125 北行政センター内 523-2864 天竜区役所内 922-0021</p> <p>各支所、市民サービスセンター、協働センター（ふれあいセンター）内届出・証明窓口でも受付できる場所があります。詳しくはお問い合わせください。</p>
期限	葬祭日の翌日から起算して2年間

相続人代表者に関する届

対象者
後期高齢者医療被保険者の相続人
持ち物
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 相続人代表者の預金通帳
問い合わせ先
国保年金課 後期高齢グループ 457-2889 【各福祉事業所後期高齢者医療担当課】 中央区役所内 457-2053 東行政センター内 424-0183 西行政センター内 597-1166 南行政センター内 425-1582 浜名区役所内 585-1125 北行政センター内 523-2864 天竜区役所内 922-0021 各支所、市民サービスセンター、協働センター（ふれあいセンター）内届出・証明窓口でも受付できる場所があります。詳しくはお問い合わせください。
期限
すみやかに

(5) 税金

市税（市・県民税、固定資産税、軽自動車税）の口座振替停止の手続き

対象者
<p>年度途中で亡くなられた場合でも、その年度に課税されている税額のすべてを納付していただく必要があります。</p> <p>口座名義人の方が亡くなると、市税の口座振替ができなくなりますので、ご遺族の方等に手続きをしていただく必要が生じます。手続き後の納付方法は、「納付書払い」または「別口座からの口座振替」となります。下記問い合わせ先までご連絡ください。 ※市税を口座振替にしていなかった場合には、手続きは不要です。</p>
持ち物
<p>下記の受付窓口・問い合わせ先を参照してください。</p>
受付窓口・問い合わせ先
<p>【納付書払いにされる方】</p> <p>お電話で手続きできますので、各税目の納税通知書を用意したうえで、下記までご連絡ください。</p> <p>税務総務課 457-2261</p> <p>【別口座からの口座振替を希望される方】</p> <p>以下の3点をご持参のうえ、金融機関で手続きをしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 該当する市税の納税通知書</p> <p><input type="checkbox"/> 新たに振替希望する口座通帳</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑（上記の口座通帳に使用しているもの）</p> <p>※Webからも口座変更手続きが可能です。</p>
期限
<p>すみやかに</p>

相続人代表者指定届の提出、納付書再発行

対象者
<p>納税義務者の相続人又は包括受遺者等</p> <p>※個人市民税・県民税は、その年の1月1日現在、浜松市に住所のある人で、前年の所得が一定額以上の人に課税されます。亡くなられた方の前年の所得が一定額以上であれば、年の途中で亡くなられた場合でも、課税されている1年分の税額の全てを納付していただく必要があります。</p> <p>未納分の個人市民税・県民税がある場合は、相続人が代わって納めることとなります。</p> <p>※既に全額納付済の場合や相続人が納付書等を受け取っており、納付予定の場合は手続き不要です。</p> <p>※法定相続人で相続放棄をされた場合は、その旨を下記問い合わせ先にお申し出ください。</p> <p>※未納のままの状態が続くと、督促状を送付させていただく場合があります。ご了承ください。</p>
持ち物
<p>【相続人代表者指定届を提出する場合】</p> <p>窓口にお見えになる方の身分証明書</p> <p>※法定相続人以外の包括受遺者である場合は、遺言書の写し</p> <p>※相続財産管理人の場合は、選任審判書謄本</p> <p>【納付書の再発行】</p> <p>窓口にお見えになる方の身分証明書</p>
受付窓口・問い合わせ先
<p>市民税課 個人市民税グループ 457-2145 (元目分庁舎2階)</p>
期限
<p>すみやかに</p>

固定資産税の相続人代表者届書兼
現所有者申告書

対象者							
<p>亡くなられた方の相続関係者 ※亡くなられた方の最終住所地に宛てて、死亡届を提出された日の翌月中旬に返信用封筒を同封して案内を送付します。 ※納税通知書等の送付先変更の届及び一定期間内に相続登記がなされなかった場合、納税義務者の名義を変更するための申告書です。なお、正式な登記名義の変更には法務局での手続きが必要です。</p>							
持ち物							
<p><input type="checkbox"/> 固定資産税の相続人代表者届書兼現所有者申告書 ※自署の場合は押印不要です。 ※郵送の場合は、必要事項を記入し、同封されている返信用封筒でご返送ください。</p>							
受付窓口・問い合わせ先							
<p>【資産税課】</p> <table border="0"> <tr> <td>元目分庁舎3階</td> <td>457-2157</td> </tr> <tr> <td>天竜区役所2階</td> <td>922-0015</td> </tr> <tr> <td>北行政センター2階</td> <td>523-2879</td> </tr> </table>		元目分庁舎3階	457-2157	天竜区役所2階	922-0015	北行政センター2階	523-2879
元目分庁舎3階	457-2157						
天竜区役所2階	922-0015						
北行政センター2階	523-2879						
期限							
相続人であることを知った日から3か月以内							

原動機付自転車・小型特殊自動車の名義変更、廃車などの手続き

対象者	
<p>登録車両の所有者が亡くなられた場合、名義変更、廃車などの手続きが必要になります。</p>	
持ち物	
<p><input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 相続人の方の住所、氏名、電話番号をわかるようにしてきてください。 <input type="checkbox"/> 届出者の本人確認ができる書類(個人番号カード、運転免許証等) <input type="checkbox"/> 名義変更で合併前旧市町村の標識の場合は標識(ナンバープレート) <input type="checkbox"/> 廃車の場合、標識(ナンバープレート)</p>	
受付窓口・問い合わせ先	
<p>浜松市役所市民税課軽自動車税グループ (元目分庁舎1階) 所在地 浜松市中央区元目町 120 番地の 1 電話 053-457-2077 ※浜名・天竜区役所の軽自動車税担当窓口、市役所税務総務課、東・西・南・北の各行政センターの軽自動車税担当窓口、引佐・三ヶ日・春野・水窪・龍山・佐久間の各支所でも手続きができます。 ※廃車の際、標識(ナンバープレート)の返納ができない場合は 100 円の標識弁償金をお持ちください。 ※廃車で標識を返納できる場合のみ、市民サービスセンターでも手続きができます。</p>	
期限	
亡くなられた日から 30 日以内	

(6) 障がい福祉

身体障害者手帳の返還手続き

対象者
親族若しくは同居の縁故者
持ち物
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 届出者の認印(自署の場合は押印不要です。)
受付窓口・問い合わせ先
【各福祉事業所社会福祉課】 中央区役所内 457-2057 東行政センター内 424-0176 西行政センター内 597-1159 南行政センター内 425-1485 浜名区役所内 585-1697 北行政センター内 523-2898 天竜区役所内 922-0024
期限
すみやかに

療育手帳の返還手続き

対象者
保護者等
持ち物
<input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 届出者の認印(自署の場合は押印不要です。)
受付窓口・問い合わせ先
【各福祉事業所社会福祉課】 中央区役所内 457-2057 東行政センター内 424-0176 西行政センター内 597-1159 南行政センター内 425-1485 浜名区役所内 585-1697 北行政センター内 523-2898 天竜区役所内 922-0024
期限
すみやかに

精神障害者保健福祉手帳の
返還手続き

対象者
戸籍法第87条の規定による届出義務者 (親族、後見人、保佐人、補助人及び任意後 見人等)
持ち物
<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 届出者の認印(自署の場合は押印不要で す。)
受付窓口・問い合わせ先
【各福祉事業所社会福祉課】 中央区役所内 457-2057 東行政センター内 424-0176 西行政センター内 597-1159 南行政センター内 425-1485 浜名区役所内 585-1697 北行政センター内 523-2898 天竜区役所内 922-0024
期限
すみやかに

自立支援医療受給者証(精神通院)の
返還

対象者
自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの 方のご遺族
持ち物
<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証(精神通院) ※窓口にて受給者証返還届をご記入いただきま す(押印不要)
受付窓口・問い合わせ先
【各福祉事業所社会福祉課】 中央区役所内 457-2057 東行政センター内 424-0176 西行政センター内 597-1159 南行政センター内 425-1485 浜名区役所内 585-1697 北行政センター内 523-2898 天竜区役所内 922-0024
期限
すみやかに

**自立支援医療受給者証（更生医療）の
返還**

対象者
自立支援医療受給者証(更生医療)をお持ちの方のご遺族
持ち物
<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証(更生医療) <input type="checkbox"/> 印鑑(朱肉を使うもの) ※窓口にて資格喪失届をご記入いただく際に、記名押印又は自筆による署名をいただきます。
受付窓口・問い合わせ先
【各福祉事業所社会福祉課】 中央区役所内 457-2057 東行政センター内 424-0176 西行政センター内 597-1159 南行政センター内 425-1485 浜名区役所内 585-1697 北行政センター内 523-2898 天竜区役所内 922-0024
期限
すみやかに

**重度心身障害者医療費助成
資格喪失届の手続き**

対象者	
戸籍法第87条の規定による届出義務者 (親族(法定相続人代表者を含む)、後見人、保佐人、補助人及び任意後見人等)	
持ち物	
<input type="checkbox"/> 届出義務者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費助成金受給者証	
受付窓口・問い合わせ先	
【各福祉事業所社会福祉課】	
中央区役所内	457-2057
東行政センター内	424-0176
西行政センター内	597-1159
南行政センター内	425-1485
浜名区役所内	585-1697
北行政センター内	523-2898
天竜区役所内	922-0024
期限	
すみやかに	

**重度心身障害者医療費助成支払金
振替口座の変更手続き**

対象者	
法定相続人代表者 ※市内医療機関しか受診していない場合等、 未払の助成金がない場合は手続不要	
持ち物	
<input type="checkbox"/> 法定相続人代表者名義の預金通帳 <input type="checkbox"/> 法定相続人代表者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本の写し (同居している場合は不要) <input type="checkbox"/> 印鑑(朱肉を使うもの)	
受付窓口・問い合わせ先	
【各福祉事業所社会福祉課】	
中央区役所内	457-2057
東行政センター内	424-0176
西行政センター内	597-1159
南行政センター内	425-1485
浜名区役所内	585-1697
北行政センター内	523-2898
天竜区役所内	922-0024
期限	
すみやかに	

精神障害者医療費助成申請の手続き

対象者
法定相続人代表者
持ち物
<input type="checkbox"/> 精神障害者医療費助成申請書(医療機関の証明記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 法定相続人の印鑑(朱肉を使うもの) <input type="checkbox"/> 法定相続人の振込先の通帳 <input type="checkbox"/> 法定相続人の本人確認できるもの <input type="checkbox"/> 戸籍謄(抄)本 ※法定相続人によっては改正原戸籍等が必要な場合があります。
受付窓口・問い合わせ先
【各福祉事業所社会福祉課】 中央区役所内 457-2057 東行政センター内 424-0176 西行政センター内 597-1159 南行政センター内 425-1485 浜名区役所内 585-1697 北行政センター内 523-2898 天竜区役所内 922-0024
期限
申請する入院月の翌月15日から起算して1年以内

特別児童扶養手当の手続き
(死亡の届出、未支払手当の請求)

対象者	
<input type="checkbox"/> 受給者が亡くなった場合	・戸籍法の規定による死亡の届出義務者 (同居の親族など)
<input type="checkbox"/> 対象児童が亡くなった場合	・特別児童扶養手当の受給者
※未支払手当が支給される可能性があります。 ※詳しくは下記の問い合わせ先にご確認ください。	
持ち物	
〈死亡の届出〉	
<input type="checkbox"/> 受給者が亡くなった場合	・特別児童扶養手当証書
<input type="checkbox"/> 対象児童が亡くなった場合	・特別児童扶養手当証書
〈未支払手当の請求〉	
<input type="checkbox"/> 受給者が亡くなった場合	・受給者が監護していた対象児童の通帳
受付窓口・問い合わせ先	
【各福祉事業所社会福祉課】	
中央区役所内	457-2057
東行政センター内	424-0176
西行政センター内	597-1159
南行政センター内	425-1485
浜名区役所内	585-1697
北行政センター内	523-2898
天竜区役所内	922-0024
期限	
〈死亡の届出〉	
<input type="checkbox"/> 受給者が亡くなった場合	亡くなった日から14日以内
<input type="checkbox"/> 対象児童が亡くなった場合	期限はありませんが、なるべく早く手続きをしてください。手続きが遅れた場合、支給済みの手当を返還していただくこともありますのでご注意ください。
〈未支払手当の請求〉	
<input type="checkbox"/> 受給者が亡くなった場合	亡くなった日から2年以内

特別児童扶養手当の申請
(受給者の変更)

対象者	
下記のいずれかに該当する方が対象です。	
<input type="checkbox"/> 対象児童の父が亡くなった場合、その児童を監護しており、かつ児童の生計を維持している母	
<input type="checkbox"/> 対象児童の母が亡くなった場合、その児童を監護しており、かつ児童の生計を維持している父	
<input type="checkbox"/> 対象児童の父または母が亡くなった場合、児童と同居し、かつ児童の生計を維持している養育者	
※詳しくは下記の問い合わせ先にご確認ください。	
持ち物	
〈共通のもの〉	
<input type="checkbox"/> 母又は父及び児童が記載されている戸籍謄本または抄本	※申請者が外国籍の場合は、母又は父及び児童の在留カード
<input type="checkbox"/> 振込先口座申出書	(申請者の通帳など内容が確認できるものをお持ちください。)
※申請される方の状況によって必要な持ち物が異なります。詳しくは下記の問い合わせ先にご確認ください。	
受付窓口・問い合わせ先	
【各福祉事業所社会福祉課】	
中央区役所内	457-2057
東行政センター内	424-0176
西行政センター内	597-1159
南行政センター内	425-1485
浜名区役所内	585-1697
北行政センター内	523-2898
天竜区役所内	922-0024
期限	
期限はありませんが、なるべく早く手続きをしてください。手続きが遅れた場合、支給開始時期が遅くなることもありますので、ご注意ください。	

**特別障害者手当、障害児福祉手当、
経過的福祉手当の手続き
(死亡の届出)**

対象者
<input type="checkbox"/> 戸籍法の規定による届出義務者 (同居の親族など) ※未支払手当が支給される可能性があります。 ※届出の遅れ等により遡及して資格喪失となった場合、過払い金が生じることがあります。 ※詳しくは下記の問い合わせ先にご確認ください。
持ち物
なし ※未支払手当の請求をする場合は、必要な持ち物がありますので、右欄にてご確認ください。 ※詳しくは下記の問い合わせ先にご確認ください
受付窓口・問い合わせ先
【各福祉事業所社会福祉課】 中央区役所内 457-2057 東行政センター内 424-0176 西行政センター内 597-1159 南行政センター内 425-1485 浜名区役所内 585-1697 北行政センター内 523-2898 天竜区役所内 922-0024
期限
受給者が亡くなった日から14日以内

**特別障害者手当、障害児福祉手当、
経過的福祉手当の手続き
(未支払手当の請求)**

対象者
<input type="checkbox"/> 受給者の配偶者又は扶養義務者で、受給者が亡くなった当時、同居していた方 ※同居の配偶者又は扶養義務者がいない場合、別居の配偶者又は扶養義務者であっても、生計を同じくしていたことを証明できれば、請求できることがあります。別途証明書類が必要となりますので、事前にお問い合わせください。 ※詳しくは下記の問い合わせ先にご確認ください。
持ち物
<input type="checkbox"/> 請求者の通帳 <input type="checkbox"/> 印鑑(朱肉を使うもの) <input type="checkbox"/> 生計同一に関する調書(別居の配偶者又は扶養義務者が請求する場合) ※詳しくは下記の問い合わせ先にご確認ください
受付窓口・問い合わせ先
【各福祉事業所社会福祉課】 中央区役所内 457-2057 東行政センター内 424-0176 西行政センター内 597-1159 南行政センター内 425-1485 浜名区役所内 585-1697 北行政センター内 523-2898 天竜区役所内 922-0024
期限
受給者が亡くなった日から2年以内

心身障害者扶養共済の年金受給の
給付請求

対象者
心身障害者扶養共済に加入し、障がいのある方の生存中に加入者(保護者)がお亡くなりになられた場合
持ち物
<p><年金給付請求></p> <input type="checkbox"/> 加入証書又は口数追加証書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書(死体検案書) ※原本または謄本認証されたもの。 ※謄本認証は、病院の㊟または「〇〇病院 〇〇科医師△△△△(氏名)」と記入の上 医師の私印とする。 <input type="checkbox"/> 加入者の住民票除票 <input type="checkbox"/> 障害者の住民票 <input type="checkbox"/> 振込先の預金通帳のコピー(銀行名、支 店名、名義人、口座番号記載部分) <input type="checkbox"/> 印鑑(朱肉を使うもの) ※自署の場合は押印不要です
受付窓口・問い合わせ先
<p>【各福祉事業所社会福祉課】</p> 中央区役所内 457-2057 東行政センター内 424-0176 西行政センター内 597-1159 南行政センター内 425-1485 浜名区役所内 585-1697 北行政センター内 523-2898 天竜区役所内 922-0024
期限
すみやかに

心身障害者扶養共済の障がい者
死亡による弔慰金の給付請求

対象者
心身障害者扶養共済に1年以上加入し、加入者(保護者)の生存中に障がいのある方がお亡くなりになられた場合
持ち物
<p><弔慰金請求></p> <input type="checkbox"/> 加入証書又は口数追加証書 <input type="checkbox"/> 加入者の住民票 <input type="checkbox"/> 障害者の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 振込先の預金通帳のコピー(銀行名、支 店名、名義人、口座番号記載部分) <input type="checkbox"/> 印鑑(朱肉を使うもの) ※自署の場合は押印不要です
受付窓口・問い合わせ先
<p>【各福祉事業所社会福祉課】</p> 中央区役所内 457-2057 東行政センター内 424-0176 西行政センター内 597-1159 南行政センター内 425-1485 浜名区役所内 585-1697 北行政センター内 523-2898 天竜区役所内 922-0024
期限
すみやかに

**心身障害者扶養共済の年金受給者の
死亡の届出**

対象者
心身障害者扶養共済年金を受給している方
持ち物
<p><平成 18 年度以前から受給を開始している方></p> <p>></p> <p><input type="checkbox"/> 受給されていた方が県外在住の場合、住民票除票</p> <p><input type="checkbox"/> 振込先の預金通帳のコピー（銀行名、支店名、名義人、口座番号記載部分）</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑（朱肉を使うもの）</p> <p>※自署の場合は押印不要です。</p> <p><平成 19 年度以降に受給を開始した方></p> <p><input type="checkbox"/> 振込先の預金通帳のコピー（銀行名、支店名、名義人、口座番号記載部分）</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑（朱肉を使うもの）</p> <p>※自署の場合は押印不要です。</p>
受付窓口・問い合わせ先
<p>【各福祉事業所社会福祉課】</p> <p>中央区役所内 457-2057</p> <p>東行政センター内 424-0176</p> <p>西行政センター内 597-1159</p> <p>南行政センター内 425-1485</p> <p>浜名区役所内 585-1697</p> <p>北行政センター内 523-2898</p> <p>天竜区役所内 922-0024</p>
期限
すみやかに

外出支援助成券（ナイスパス以外）
返還

対象者
外出支援助成券の支給を受けていた方のご遺族
持ち物
<input type="checkbox"/> 未使用の各種助成券 ※ナイスパスについては遠州鉄道営業所（浜松駅前バスターミナス乗車券センター 455-2255）までお問い合わせください。
受付窓口・問い合わせ先
【各福祉事業所社会福祉課】 中央区役所内 457-2057 東行政センター内 424-0176 西行政センター内 597-1159 南行政センター内 425-1485 浜名区役所内 585-1697 北行政センター内 523-2898 天竜区役所内 922-0024
期限
すみやかに

紙おむつ券返還の手続き

対象者
紙おむつ券の支給を受けていて、紙おむつ券を使い切っていない方のご遺族
持ち物
<input type="checkbox"/> 印鑑（朱肉を使うもの） <input type="checkbox"/> 未使用の紙おむつ券
受付窓口・問い合わせ先
【各福祉事業所社会福祉課】 中央区役所内 457-2057 東行政センター内 424-0176 西行政センター内 597-1159 南行政センター内 425-1485 浜名区役所内 585-1697 北行政センター内 523-2898 天竜区役所内 922-0024
期限
すみやかに

配食サービス支給の停止手続き

対象者	配食サービスを利用していた方のご遺族
持ち物	なし
受付窓口・問い合わせ先	【各福祉事業所社会福祉課】 中央区役所内 457-2057 東行政センター内 424-0176 西行政センター内 597-1159 南行政センター内 425-1485 浜名区役所内 585-1697 北行政センター内 523-2898 天竜区役所内 922-0024
期限	すみやかに

FAX 一斉同時サービス (F ネット)

対象者	FAX 一斉同時サービスを受けている方のご遺族
持ち物	<input type="checkbox"/> F ネット災害情報配信サービス変更(廃止) 届出書
受付窓口・問い合わせ先	【本庁】 障害保健福祉課 457-2864 【福祉事業所】 社会福祉課 中央区役所内 457-2057 東行政センター内 424-0176 西行政センター内 597-1159 南行政センター内 425-1485 浜名区役所内 585-1697 北行政センター内 523-2898 天竜区役所内 922-0024
期限	すみやかに

緊急通報システム装置の返却手続き

対象者
緊急通報システム装置の利用者のご遺族
持ち物
<input type="checkbox"/> 緊急通報システム装置
受付窓口・問い合わせ先
【各福祉事業所社会福祉課】
中央区役所内 457-2057
東行政センター内 424-0176
西行政センター内 597-1159
南行政センター内 425-1485
浜名区役所内 585-1697
北行政センター内 523-2898
天竜区役所内 922-0024
期限
すみやかに

(7) 児童福祉

児童手当の申請

対象者														
<p><受給者が亡くなった場合> 受給者の配偶者や、祖父母など実父実母に代わって支給対象児童を監護養育する方。 ※支給対象児童とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(中学校修了までの間)にある者をいいます。 ※児童を監護養育する方の住所地が市外の場合は、住所地の市区町村にご相談ください。</p>														
持ち物														
<p><input type="checkbox"/> 請求者名義の普通預金通帳など (振込先に指定する口座の情報が分かるもの) <input type="checkbox"/> 請求者の健康保険証 (浜松市国民健康保険に加入している方は不要) <input type="checkbox"/> 請求者の個人番号(マイナンバー)の分かるもの <input type="checkbox"/> 請求者の身分確認ができるもの (運転免許証、在留カードなど) ※申請される方の状況によって必要な持ち物が異なります。申請の前に、下記に示す窓口までお問い合わせください。</p>														
受付窓口・問い合わせ先														
<p>【各福祉事業所児童家庭担当課】</p> <table border="0"> <tr> <td>中央区役所内</td> <td>457-2035</td> </tr> <tr> <td>東行政センター内</td> <td>424-0175</td> </tr> <tr> <td>西行政センター内</td> <td>597-1157</td> </tr> <tr> <td>南行政センター内</td> <td>425-1463</td> </tr> <tr> <td>浜名区役所内</td> <td>585-1121</td> </tr> <tr> <td>北行政センター内</td> <td>523-2893</td> </tr> <tr> <td>天竜区役所内</td> <td>922-0023</td> </tr> </table>	中央区役所内	457-2035	東行政センター内	424-0175	西行政センター内	597-1157	南行政センター内	425-1463	浜名区役所内	585-1121	北行政センター内	523-2893	天竜区役所内	922-0023
中央区役所内	457-2035													
東行政センター内	424-0175													
西行政センター内	597-1157													
南行政センター内	425-1463													
浜名区役所内	585-1121													
北行政センター内	523-2893													
天竜区役所内	922-0023													
期限														
<p>手当は原則手続きした日の翌月分から受給となります。お早めにお手続きください。 ※なお、受給者が亡くなった日が月末に近い場合、その翌日から15日以内に申請することで、受給者が亡くなった月の翌月分から受給することができます。</p>														

児童手当の未支払請求

対象者														
<p><受給者が亡くなった場合> 受給者に対して未支払の手当がある場合、下記の方を対象に支給します。 <input type="checkbox"/> 亡くなった受給者が監護していた中学校修了前の対象児童 ※対象となる児童が2人以上の場合、うち1人に手当をまとめて支払います。</p>														
持ち物														
<p><input type="checkbox"/> 対象児童名義の普通預金通帳など (振込先に指定する口座の情報が分かるもの)</p>														
受付窓口・問い合わせ先														
<p>【各福祉事業所児童家庭担当課】</p> <table border="0"> <tr> <td>中央区役所内</td> <td>457-2035</td> </tr> <tr> <td>東行政センター内</td> <td>424-0175</td> </tr> <tr> <td>西行政センター内</td> <td>597-1157</td> </tr> <tr> <td>南行政センター内</td> <td>425-1463</td> </tr> <tr> <td>浜名区役所内</td> <td>585-1121</td> </tr> <tr> <td>北行政センター内</td> <td>523-2893</td> </tr> <tr> <td>天竜区役所内</td> <td>922-0023</td> </tr> </table>	中央区役所内	457-2035	東行政センター内	424-0175	西行政センター内	597-1157	南行政センター内	425-1463	浜名区役所内	585-1121	北行政センター内	523-2893	天竜区役所内	922-0023
中央区役所内	457-2035													
東行政センター内	424-0175													
西行政センター内	597-1157													
南行政センター内	425-1463													
浜名区役所内	585-1121													
北行政センター内	523-2893													
天竜区役所内	922-0023													
期限														
<p>手当のお支払いは請求日の翌月となります。なお、こちらの請求がない場合は手当のお支払いができません。お早めにお手続きください。</p>														

児童扶養手当の新規申請

対象者														
<p>下記のいずれかに該当する方が対象です。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の父が亡くなった場合、その児童を監護している母</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の母が亡くなった場合、その児童を監護し、かつ生計を同一にしている父</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の父または母が亡くなり、母又は父の監護がない場合、その児童を養育している方</p> <p>※児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。ただし、児童に一定の障害がある場合は20歳まで手当を受けられます。</p> <p>※年金や所得の状況により受給できない場合があります。申請の前に、下記窓口までご相談ください。</p>														
持ち物														
<p><共通のもの></p> <p><input type="checkbox"/> 母又は父及び児童が記載されている戸籍謄本</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者名義の預金通帳 <input type="checkbox"/> 年金手帳</p> <p><input type="checkbox"/> 健康保険証</p> <p>※申請される方の状況によって必要な持ち物が異なります。申請の前に、下記に示す窓口までお問い合わせください。</p>														
受付窓口・問い合わせ先														
<p>【各福祉事業所児童家庭担当課】</p> <table border="0"> <tr> <td>中央区役所内</td> <td>457-2035</td> </tr> <tr> <td>東行政センター内</td> <td>424-0175</td> </tr> <tr> <td>西行政センター内</td> <td>597-1157</td> </tr> <tr> <td>南行政センター内</td> <td>425-1463</td> </tr> <tr> <td>浜名区役所内</td> <td>585-1121</td> </tr> <tr> <td>北行政センター内</td> <td>523-2893</td> </tr> <tr> <td>天竜区役所内</td> <td>922-0023</td> </tr> </table>	中央区役所内	457-2035	東行政センター内	424-0175	西行政センター内	597-1157	南行政センター内	425-1463	浜名区役所内	585-1121	北行政センター内	523-2893	天竜区役所内	922-0023
中央区役所内	457-2035													
東行政センター内	424-0175													
西行政センター内	597-1157													
南行政センター内	425-1463													
浜名区役所内	585-1121													
北行政センター内	523-2893													
天竜区役所内	922-0023													
期限														
<p>期限はありませんが、手当は申請した月の翌月分から受給開始となります。お早めにお手続きください。</p>														

受給していた児童扶養手当の手続き

対象者														
<p><受給者が亡くなった場合></p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍法の規定による死亡の届出義務者</p> <p><対象児童が亡くなった場合></p> <p><input type="checkbox"/> 受給者</p>														
持ち物														
<p><受給者が亡くなった場合></p> <p><input type="checkbox"/> 受給者が亡くなったことを証する書類(住民票等で確認できる場合は不要です)</p> <p><input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなった時点でまだ受給されていない手当がある場合、請求者の預金通帳(原則、手当の支給対象児童)</p> <p><対象児童が亡くなった場合></p> <p>児童の状況によって必要な持ち物が異なります。下記に示す窓口までお問い合わせください。</p>														
受付窓口・問い合わせ先														
<p>【各福祉事業所児童家庭担当課】</p> <table border="0"> <tr> <td>中央区役所内</td> <td>457-2035</td> </tr> <tr> <td>東行政センター内</td> <td>424-0175</td> </tr> <tr> <td>西行政センター内</td> <td>597-1157</td> </tr> <tr> <td>南行政センター内</td> <td>425-1463</td> </tr> <tr> <td>浜名区役所内</td> <td>585-1121</td> </tr> <tr> <td>北行政センター内</td> <td>523-2893</td> </tr> <tr> <td>天竜区役所内</td> <td>922-0023</td> </tr> </table>	中央区役所内	457-2035	東行政センター内	424-0175	西行政センター内	597-1157	南行政センター内	425-1463	浜名区役所内	585-1121	北行政センター内	523-2893	天竜区役所内	922-0023
中央区役所内	457-2035													
東行政センター内	424-0175													
西行政センター内	597-1157													
南行政センター内	425-1463													
浜名区役所内	585-1121													
北行政センター内	523-2893													
天竜区役所内	922-0023													
期限														
<p><受給者が亡くなった場合></p> <p>亡くなった日から14日以内</p> <p><対象児童が亡くなった場合></p> <p>できる限り早く手続きをしてください。手続きが遅れた場合、支給済みの手当を返還していただく場合があります。</p>														

遺児・交通遺児手当の新規申請

対象者														
<p>下記のいずれかに該当する方が対象です。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の父が亡くなった場合、その児童を監護している方</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の母が亡くなった場合、その児童を監護している方</p> <p>※児童とは 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある者をいいます。</p>														
持ち物														
<p><input type="checkbox"/> 事故証明書(交通事故で亡くなった場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡診断書(交通事故で亡くなった場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 母又は父及び児童が記載されている戸籍謄本</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者名義の預金通帳</p> <p><input type="checkbox"/> 非課税の公的年金等の証書</p> <p><input type="checkbox"/> その他受給資格の判定に必要な書類</p> <p>※申請される方の状況によって必要な持ち物が異なります。申請の前に、下記に示す窓口までお問い合わせください。</p>														
受付窓口・問い合わせ先														
<p>【各福祉事業所児童家庭担当課】</p> <table border="0"> <tr> <td>中央区役所内</td> <td>457-2035</td> </tr> <tr> <td>東行政センター内</td> <td>424-0175</td> </tr> <tr> <td>西行政センター内</td> <td>597-1157</td> </tr> <tr> <td>南行政センター内</td> <td>425-1463</td> </tr> <tr> <td>浜名区役所内</td> <td>585-1121</td> </tr> <tr> <td>北行政センター内</td> <td>523-2893</td> </tr> <tr> <td>天竜区役所内</td> <td>922-0023</td> </tr> </table>	中央区役所内	457-2035	東行政センター内	424-0175	西行政センター内	597-1157	南行政センター内	425-1463	浜名区役所内	585-1121	北行政センター内	523-2893	天竜区役所内	922-0023
中央区役所内	457-2035													
東行政センター内	424-0175													
西行政センター内	597-1157													
南行政センター内	425-1463													
浜名区役所内	585-1121													
北行政センター内	523-2893													
天竜区役所内	922-0023													
期限														
<p>期限はありませんが、手当は申請した月の翌月分から受給開始となります。お早めにお手続きください。</p>														

受給していた遺児・交通遺児手当の手続き

対象者														
<p><受給者が亡くなった場合></p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍法の規定による死亡の届出義務者</p> <p><対象児童が亡くなった場合></p> <p><input type="checkbox"/> 受給者</p>														
持ち物														
<p><受給者が亡くなった場合></p> <p><input type="checkbox"/> 受給者が亡くなったことを証する書類(住民票等で確認できる場合は不要です)</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなった時点でまだ受給されていない手当がある場合、請求者の預金通帳(原則、手当の支給対象児童)</p> <p><対象児童が亡くなった場合></p> <p>児童の状況によって必要な持ち物が異なります。下記に示す窓口までお問い合わせください。</p>														
受付窓口・問い合わせ先														
<p>【各福祉事業所児童家庭担当課】</p> <table border="0"> <tr> <td>中央区役所内</td> <td>457-2035</td> </tr> <tr> <td>東行政センター内</td> <td>424-0175</td> </tr> <tr> <td>西行政センター内</td> <td>597-1157</td> </tr> <tr> <td>南行政センター内</td> <td>425-1463</td> </tr> <tr> <td>浜名区役所内</td> <td>585-1121</td> </tr> <tr> <td>北行政センター内</td> <td>523-2893</td> </tr> <tr> <td>天竜区役所内</td> <td>922-0023</td> </tr> </table>	中央区役所内	457-2035	東行政センター内	424-0175	西行政センター内	597-1157	南行政センター内	425-1463	浜名区役所内	585-1121	北行政センター内	523-2893	天竜区役所内	922-0023
中央区役所内	457-2035													
東行政センター内	424-0175													
西行政センター内	597-1157													
南行政センター内	425-1463													
浜名区役所内	585-1121													
北行政センター内	523-2893													
天竜区役所内	922-0023													
期限														
<p><受給者が亡くなった場合></p> <p>亡くなった日の翌日から起算して 30 日以内</p> <p><対象児童が亡くなった場合></p> <p>できる限り早く手続きをしてください。手続きが遅れた場合、支給済みの手当を返還していただく場合があります。</p>														

ひとり親家庭等医療費助成の受給者が
お亡くなりになった時の手続き

対象者
戸籍法の規定による死亡の届出義務者 ※亡くなった日以降、受給者証を利用することはできません。
持ち物
<input type="checkbox"/> 受給者が亡くなったことを証する書類 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成金受給者証 ※状況によって必要な持ち物が異なります。 申請の前に、下記に示す窓口までお問い合わせください。
受付窓口・問い合わせ先
【各福祉事業所児童家庭担当課】 中央区役所内 457-2035 東行政センター内 424-0175 西行政センター内 597-1157 南行政センター内 425-1463 浜名区役所内 585-1121 北行政センター内 523-2893 天竜区役所内 922-0023
期限
期限はありませんが、なるべく早く手続きをしてください。なお、亡くなった日以降に誤って受給者証を利用されると、後日助成金の返還が必要となる場合がありますのでご注意ください。

ひとり親家庭等医療費助成の新規申請

対象者
児童の父または母が死亡した場合、その児童を養育している方 ※児童とは20歳に達する月の末日までの間にある者をいいます。ただし、所得税が非課税の世帯が対象となります。
持ち物
<input type="checkbox"/> 母または父及び児童が記載されている戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 申請者及び児童の健康保険証(亡くなった父または母の扶養となっていないもの) <input type="checkbox"/> 申請者名義の預金通帳 <input type="checkbox"/> 申請者の認印 ※昨年又は本年1月1日現在市外に住所を有していた方は、所得の確認のため、市町村民税課税証明書が必要となる場合があります。申請の前に下記に示す窓口までお問い合わせください。
受付窓口・問い合わせ先
【各福祉事業所児童家庭担当課】 中央区役所内 457-2035 東行政センター内 424-0175 西行政センター内 597-1157 南行政センター内 425-1463 浜名区役所内 585-1121 北行政センター内 523-2893 天竜区役所内 922-0023
期限
期限はありませんが、医療費助成は申請日の翌日から受給資格開始となります。お早めにお手続きください。

母子父子寡婦福祉資金貸付金

対象者
亡くなった方が借受人、連帯借受人または連帯保証人の場合、借受人、連帯借受人、連帯保証人または相続人による手続きが必要になります。
持ち物
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 認印(届出者自署の場合は不要です。) ※状況によって必要な持ち物が異なります。 手続きの前に、下記に示す窓口までお問い合わせください。
受付窓口・問い合わせ先
【各福祉事業所児童家庭担当課】 中央区役所内 457-2035 東行政センター内 424-0175 西行政センター内 597-1157 南行政センター内 425-1463 浜名区役所内 585-1121 北行政センター内 523-2893 天竜区役所内 922-0023
期限
亡くなった日から 14 日以内

(8) その他福祉

小児慢性特定疾病医療費受給者証の 返還

対象者	亡くなった方が小児慢性特定疾病医療費の受給者である場合
持ち物	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療費受給者証
受付窓口・問い合わせ先	【健康増進課】 453-6116 【健康づくりセンター】 中央区役所内 457-2890 東行政センター内 424-0125 西行政センター内 597-1120 南行政センター内 425-1590 浜名区役所内 585-1171 細江健康センター 523-3121 天竜保健福祉センター 922-0075 ※返還は健康増進課へ郵送も可能です。詳しくは健康増進課までお問合せください。
期限	医療費の精算が済み次第

被爆者葬祭料の支給申請

対象者	亡くなった方が被爆者健康手帳の交付を受けている場合、葬祭を行う方の申請によって支給が決定されると、葬祭料が支給されます。
持ち物	<input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳 <input type="checkbox"/> 死亡診断書又は死体検案書 <input type="checkbox"/> 申請者が葬祭を行ったことを判断できる書類（領収書（支払者がフルネームで記されたもの）、葬儀の案内、死体埋葬許可証等） <input type="checkbox"/> 手当証書、認定証、訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定証（該当者のみ） <input type="checkbox"/> 振込先通帳 <input type="checkbox"/> 印鑑（認印） ※葬祭料の支給申請をしない場合でも、被爆者健康手帳及び各種手当証書は返還してください。
受付窓口・問い合わせ先	【健康増進課】 453-6116 【健康づくりセンター】 中央区役所内 457-2891 東行政センター内 424-0125 西行政センター内 597-1120 南行政センター内 425-1590 浜名区役所内 585-1171 細江健康センター 523-3121 天竜保健福祉センター 922-0075 ※被爆者手当受給権者が亡くなり、口座凍結等により手当が未支給になった場合、別途、相続受領の申立が必要となる場合があります。
期限	亡くなった日から5年以内

特定医療費（指定難病）受給者証の
返還

対象者
亡くなった方が特定医療費(指定難病)の受給者である場合
持ち物
<input type="checkbox"/> 特定医療費(指定難病)受給者証
受付窓口・問い合わせ先
<p>【健康増進課】 453-6116</p> <p>【健康づくりセンター】</p> <p>中央区役所内 457-2891</p> <p>東行政センター内 424-0125</p> <p>西行政センター内 597-1120</p> <p>南行政センター内 425-1590</p> <p>浜名区役所内 585-1171</p> <p>細江健康センター 523-3121</p> <p>天竜保健福祉センター 922-0075</p> <p>※返還は健康増進課へ郵送も可能です。詳しくは健康増進課までお問合せください。</p>
期限
医療費の精算が済み次第

静岡県特定疾患医療受給者証の返還

対象者
亡くなった方が静岡県特定疾患医療の受給者である場合
持ち物
<input type="checkbox"/> 静岡県特定疾患医療受給者証
受付窓口・問い合わせ先
<p>【健康増進課】 453-6116</p> <p>【健康づくりセンター】</p> <p>中央区役所内 457-2891</p> <p>東行政センター内 424-0125</p> <p>西行政センター内 597-1120</p> <p>南行政センター内 425-1590</p> <p>浜名区役所内 585-1171</p> <p>細江健康センター 523-3121</p> <p>天竜保健福祉センター 922-0075</p> <p>※返還は健康増進課へ郵送も可能です。詳しくは健康増進課までお問合せください。</p>
期限
医療費の精算が済み次第

ひとり暮らし高齢者等配食サービス
事業の廃止手続き

対象者
配食サービスを利用していた方のご遺族
持ち物
なし
受付窓口・問い合わせ先
【各福祉事業所長寿支援担当課】 中央区役所内 457-2062 東行政センター内 424-0186 西行政センター内 597-1164 南行政センター内 425-1542 浜名区役所内 585-1123 北行政センター内 523-1144 天竜区役所内 922-0130
期限
すみやかに

ひとり暮らし高齢者等緊急通報
システム事業の廃止手続き

対象者
緊急通報システム装置の利用していた方のご遺族
持ち物
<input type="checkbox"/> 緊急通報システム装置とペンダント
受付窓口・問い合わせ先
【各福祉事業所長寿支援担当課】 中央区役所内 457-2062 東行政センター内 424-0186 西行政センター内 597-1164 南行政センター内 425-1542 浜名区役所内 585-1123 北行政センター内 523-1144 天竜区役所内 922-0130
期限
すみやかに

軽度生活援助員派遣事業の
廃止手続き

対象者
軽度生活援助員派遣事業を利用していた方 のご遺族
持ち物
なし
受付窓口・問い合わせ先
【各福祉事業所長寿支援担当課】 中央区役所内 457-2062 東行政センター内 424-0186 西行政センター内 597-1164 南行政センター内 425-1542 浜名区役所内 585-1123 北行政センター内 523-1144 天竜区役所内 922-0130
期限
すみやかに

外国人高齢者福祉手当受給者
資格変更届出書等の提出

対象者
外国人高齢者福祉手当を受給していた方のご遺 族
持ち物
なし
受付窓口・問い合わせ先
【各福祉事業所長寿支援担当課】 中央区役所内 457-2062 東行政センター内 424-0186 西行政センター内 597-1164 南行政センター内 425-1542 浜名区役所内 585-1123 北行政センター内 523-1144 天竜区役所内 922-0130
期限
すみやかに

浜松市徘徊高齢者早期発見事業（オレンジシール交付）登録廃止届の提出

対象者																																																												
徘徊高齢者早期発見事業（オレンジシール交付）に登録していた方のご遺族																																																												
持ち物																																																												
□認印（届出者自署の場合は不要です。）																																																												
受付窓口・問い合わせ先																																																												
<p>【受付窓口】 居住地を所管する地域包括支援センター</p> <table border="0"> <tr><td>元 浜</td><td>479-1215</td><td>雄 踏</td><td>597-0022</td></tr> <tr><td>鴨 江</td><td>456-3362</td><td>新 津</td><td>444-3333</td></tr> <tr><td>佐鳴台</td><td>448-0201</td><td>芳 川</td><td>426-1503</td></tr> <tr><td>和 合</td><td>475-5560</td><td>三 和</td><td>462-1011</td></tr> <tr><td>板 屋</td><td>456-5600</td><td>三方原</td><td>439-5000</td></tr> <tr><td>高 丘</td><td>420-6330</td><td>細 江</td><td>528-2288</td></tr> <tr><td>ありたま</td><td>434-7899</td><td>北 浜</td><td>584-2733</td></tr> <tr><td>さぎの宮</td><td>432-5151</td><td>しんぱら</td><td>584-1090</td></tr> <tr><td>あんま</td><td>423-2701</td><td>於 呂</td><td>588-5600</td></tr> <tr><td>大平台</td><td>485-2800</td><td>天 竜</td><td>925-0034</td></tr> <tr><td>和 地</td><td>437-2001</td><td>北遠中央</td><td>969-0088</td></tr> </table> <p>【各福祉事業所長寿支援担当課】</p> <table border="0"> <tr><td>中央区役所内</td><td>457-2062</td></tr> <tr><td>東行政センター内</td><td>424-0186</td></tr> <tr><td>西行政センター内</td><td>597-1164</td></tr> <tr><td>南行政センター内</td><td>425-1542</td></tr> <tr><td>浜名区役所内</td><td>585-1123</td></tr> <tr><td>北行政センター内</td><td>523-1144</td></tr> <tr><td>天竜区役所内</td><td>922-0130</td></tr> <tr><td>高齢者福祉課</td><td>457-2105</td></tr> </table>	元 浜	479-1215	雄 踏	597-0022	鴨 江	456-3362	新 津	444-3333	佐鳴台	448-0201	芳 川	426-1503	和 合	475-5560	三 和	462-1011	板 屋	456-5600	三方原	439-5000	高 丘	420-6330	細 江	528-2288	ありたま	434-7899	北 浜	584-2733	さぎの宮	432-5151	しんぱら	584-1090	あんま	423-2701	於 呂	588-5600	大平台	485-2800	天 竜	925-0034	和 地	437-2001	北遠中央	969-0088	中央区役所内	457-2062	東行政センター内	424-0186	西行政センター内	597-1164	南行政センター内	425-1542	浜名区役所内	585-1123	北行政センター内	523-1144	天竜区役所内	922-0130	高齢者福祉課	457-2105
元 浜	479-1215	雄 踏	597-0022																																																									
鴨 江	456-3362	新 津	444-3333																																																									
佐鳴台	448-0201	芳 川	426-1503																																																									
和 合	475-5560	三 和	462-1011																																																									
板 屋	456-5600	三方原	439-5000																																																									
高 丘	420-6330	細 江	528-2288																																																									
ありたま	434-7899	北 浜	584-2733																																																									
さぎの宮	432-5151	しんぱら	584-1090																																																									
あんま	423-2701	於 呂	588-5600																																																									
大平台	485-2800	天 竜	925-0034																																																									
和 地	437-2001	北遠中央	969-0088																																																									
中央区役所内	457-2062																																																											
東行政センター内	424-0186																																																											
西行政センター内	597-1164																																																											
南行政センター内	425-1542																																																											
浜名区役所内	585-1123																																																											
北行政センター内	523-1144																																																											
天竜区役所内	922-0130																																																											
高齢者福祉課	457-2105																																																											
期限																																																												
すみやかに																																																												

ゆずりあい駐車場利用証の返却

対象者																																										
ゆずりあい駐車場利用証を持っている方のご遺族																																										
持ち物																																										
□ゆずりあい駐車場利用証																																										
受付窓口・問い合わせ先																																										
<p><受付（返却）窓口></p> <p>【福祉事業所】 社会福祉課</p> <table border="0"> <tr><td>中央区役所内</td><td>457-2057</td></tr> <tr><td>東行政センター内</td><td>424-0176</td></tr> <tr><td>西行政センター内</td><td>597-1159</td></tr> <tr><td>南行政センター内</td><td>425-1485</td></tr> <tr><td>浜名区役所内</td><td>585-1697</td></tr> <tr><td>北行政センター内</td><td>523-2898</td></tr> <tr><td>天竜区役所内</td><td>922-0024</td></tr> </table> <p>【福祉事業所】 長寿支援課</p> <table border="0"> <tr><td>中央区役所内</td><td>457-2062</td></tr> <tr><td>東行政センター内</td><td>424-0186</td></tr> <tr><td>西行政センター内</td><td>597-1164</td></tr> <tr><td>南行政センター内</td><td>425-1542</td></tr> </table> <p>【福祉事業所】 長寿保険課</p> <table border="0"> <tr><td>浜名区役所内</td><td>585-1123</td></tr> <tr><td>北行政センター内</td><td>523-1144</td></tr> <tr><td>天竜区役所内</td><td>922-0130</td></tr> </table> <p>【健康づくりセンター】</p> <table border="0"> <tr><td>中央区役所内</td><td>457-2891</td></tr> <tr><td>東行政センター内</td><td>424-0122</td></tr> <tr><td>西行政センター内</td><td>597-1120</td></tr> <tr><td>南行政センター内</td><td>425-1590</td></tr> <tr><td>浜名区役所内</td><td>585-1171</td></tr> <tr><td>細江健康センター</td><td>523-3121</td></tr> <tr><td>天竜保健福祉センター</td><td>922-0075</td></tr> </table>	中央区役所内	457-2057	東行政センター内	424-0176	西行政センター内	597-1159	南行政センター内	425-1485	浜名区役所内	585-1697	北行政センター内	523-2898	天竜区役所内	922-0024	中央区役所内	457-2062	東行政センター内	424-0186	西行政センター内	597-1164	南行政センター内	425-1542	浜名区役所内	585-1123	北行政センター内	523-1144	天竜区役所内	922-0130	中央区役所内	457-2891	東行政センター内	424-0122	西行政センター内	597-1120	南行政センター内	425-1590	浜名区役所内	585-1171	細江健康センター	523-3121	天竜保健福祉センター	922-0075
中央区役所内	457-2057																																									
東行政センター内	424-0176																																									
西行政センター内	597-1159																																									
南行政センター内	425-1485																																									
浜名区役所内	585-1697																																									
北行政センター内	523-2898																																									
天竜区役所内	922-0024																																									
中央区役所内	457-2062																																									
東行政センター内	424-0186																																									
西行政センター内	597-1164																																									
南行政センター内	425-1542																																									
浜名区役所内	585-1123																																									
北行政センター内	523-1144																																									
天竜区役所内	922-0130																																									
中央区役所内	457-2891																																									
東行政センター内	424-0122																																									
西行政センター内	597-1120																																									
南行政センター内	425-1590																																									
浜名区役所内	585-1171																																									
細江健康センター	523-3121																																									
天竜保健福祉センター	922-0075																																									
期限																																										
すみやかに																																										

(9) 水道・下水道

水道・下水道の使用者変更 又は使用中止

対象者
水道・下水道の使用者名義人が亡くなった場合、名義変更又は使用中止の連絡をお願いします。
持ち物
なし
受付窓口・問い合わせ先
<p>①使用者名義の変更又は使用中止</p> <p><input type="checkbox"/> 上下水道受付センターへ電話 (0120-09-1132)によるお届け</p> <p><input type="checkbox"/> または浜松市ホームページからのお届け</p> <p>②口座振替、クレジットカードの変更</p> <p>次の方法で申込用紙を取り寄せ、必要事項を記入のうえ、上下水道部までお送りください</p> <p><input type="checkbox"/> 電話にて上下水道受付センターへ用紙の請求。</p> <p><input type="checkbox"/> または浜松市ホームページから用紙のダウンロード</p> <p>※1 口座振替の手続きは、市内の金融機関窓口でも可能です。</p> <p>※2 クレジットカードの手続きは、水道窓口クラウドサービス「すいすい」からでも可能です。</p>
期限
すみやかに

下水道受益者負担金の受益者変更

対象者
受益者申告以後、下水道受益者負担金を完納されていない方が亡くなった場合、受益者変更申告書の提出をお願いします。
持ち物
<p>※「受益者変更申告書」に新たに受益者となる方の記名と押印が必要です。自署の場合は押印不要です。</p> <p>※口座振替払いを希望される場合は、通帳と届出印をご持参ください。</p> <p>申告書を市HPからダウンロードして郵送での届出も可能です。</p>
受付窓口・問い合わせ先
<p>浜松市上下水道部 お客さまサービス課</p> <p>受益者負担金グループ 415-8240</p>
期限
すみやかに


井戸使用世帯人員の変更

対象者
井戸水を利用し、汚水を下水道へ排出している世帯で亡くなられた方がいる場合、人員変更の連絡をお願いします。
持ち物
なし
受付窓口・問い合わせ先
上下水道受付センターへ電話(0120-09-1132)によるお届け ※亡くなられた方が使用者ご本人であった場合は「水道・下水道の使用者変更」と一緒にお届けください。
期限
すみやかに

給水装置所有者変更の届出

対象者
亡くなられた方が給水装置の所有者だった場合、所有者変更届の提出をお願いします。
持ち物
届出方法については下記までお問い合わせください。
受付窓口・問い合わせ先
対象の設置場所ごとに <中央区、浜名区(新都田一丁目～五丁目、都田町、滝沢町、鷺沢町)> お客さまサービス課 474-7913 <浜名区(旧浜北地区、細江町、引佐町、神宮寺町)> 北部上下水道課 525-6085 <浜名区(三ヶ日町)> 三ヶ日上下水道室 524-1119 <天竜区(旧天竜地区)> 天竜上下水道課 922-0035 <天竜区(春野町)> 春野上下水道室 983-0005 <天竜区(龍山町)> 龍山水道室 966-2111 <天竜区(佐久間町)> 佐久間上下水道室 966-0007 <天竜区(水窪町)> 水窪上下水道室 982-0009
期限
すみやかに

浄化槽管理者の変更

対象者
亡くなられた方が浄化槽の管理者(所有者)だった場合、浄化槽管理者変更報告書の提出をお願いします。
持ち物
届出方法については QR コードより浜松市ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

受付窓口・問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 電子申請の場合 上記 QR コードを読み取り、浜松市ホームページから電子申請フォームへお進みください。
<input type="checkbox"/> 受付窓口で手続きする場合 対象の設置場所ごとに
中央区役所 まちづくり推進課 457-2778
東行政センター まちづくり推進担当 424-0164
西行政センター まちづくり推進担当 597-1117
南行政センター まちづくり推進担当 425-1382
浜名区役所 まちづくり推進課 585-1151
北行政センター まちづくり推進担当 523-3120
天竜区役所 まちづくり推進課 922-0033
上下水道部お客さまサービス課 474-7915
期限
変更の日から 30 日以内

(10) 暮らし

市営墓所利用権承継申請

対象者
亡くなった方が市営墓所利用者であり、その権利を承継する方 <市営墓所> <input type="checkbox"/> 三方原墓園 <input type="checkbox"/> 中沢墓園 <input type="checkbox"/> 船明墓地 <input type="checkbox"/> 舞阪吹上墓地 <input type="checkbox"/> 細江高台墓地 <input type="checkbox"/> 雄踏墓地 ※承継をしない方は返還等の手続きがあります。詳しくは下記のお問い合わせ先へご確認ください。
持ち物
<input type="checkbox"/> 墓所利用許可書(亡失した場合は、墓所利用許可書再交付申請書) <input type="checkbox"/> 承継者の住民票の写し <input type="checkbox"/> 承継者の戸籍全部事項証明書又は戸籍個人事項証明書(いずれも申請者本人の現在のもの。また、承継者と被承継者の関係が確認できるようにご用意ください。) <input type="checkbox"/> 被承継者の戸籍又は除籍の謄本又は抄本(死亡日が記載されたもの。) <input type="checkbox"/> 相続人の承継ではない場合、相続人の同意書 <input type="checkbox"/> 代理人による手続きの場合は、承継者からの委任状(同居親族であれば不要) <input type="checkbox"/> 届出者の認印(自署の場合は押印不要です。)
受付窓口・問い合わせ先
<各区区民生活課> 中央区役所 457-2131 浜名区役所 585-1112 天竜区役所 922-0019 <行政センター> 東 424-0164 西 597-1115 南 425-1352 北 523-1116 <三方原墓園管理事務所> 437-8108 ※三方原墓園は12月29日～1月3日以外の土・日・祝日も受付しています。
期限
すみやかに

納骨届(市営墓所利用者)

対象者
市営墓所を既にお持ちの方 <市営墓所> <input type="checkbox"/> 三方原墓園 <input type="checkbox"/> 中沢墓園 <input type="checkbox"/> 船明墓地 <input type="checkbox"/> 舞阪吹上墓地 <input type="checkbox"/> 細江高台墓地 <input type="checkbox"/> 雄踏墓地 ※市営墓所利用者の方が亡くなられた場合は承継の手続きが必要です。詳しくは下記のお問い合わせ先へご確認ください。
持ち物
<input type="checkbox"/> 火葬許可証または改葬許可証
受付窓口・問い合わせ先
<各区区民生活課> 中央区役所 457-2131 浜名区役所 585-1112 天竜区役所 922-0019 <行政センター> 東 424-0164 西 597-1115 南 425-1352 北 523-1116 <三方原墓園管理事務所> 437-8108 ※三方原墓園は12月29日～1月3日以外の土・日・祝日も受付しています。
期限
すみやかに

永年納骨依頼届

対象者
亡くなられた方が永年納骨の生前登録を行い、その登録時に依頼を受けた祭祀承継者
持ち物
<input type="checkbox"/> 届出者の住民票の写し <input type="checkbox"/> 届出者の戸籍全部事項証明書又は戸籍個人事項証明書(いずれも申請者本人の現在のもの。) <input type="checkbox"/> 死亡者の戸籍又は除籍の謄本又は抄本(死亡日が記載されたもの) <input type="checkbox"/> 届出者の認印(自署の場合は押印不要です。)
受付窓口・問い合わせ先
<各区区民生活課> 中央区役所 457-2131 浜名区役所 585-1112 天竜区役所 922-0019 <行政センター> 東 424-0164 西 597-1115 南 425-1352 北 523-1116 <三方原墓園管理事務所> 437-8108 ※三方原墓園は12月29日～1月3日以外の土・日・祝日も受付しています。
期限
登録時から5年以内

犬の飼い主変更手続き

対象者	
亡くなった方が犬を飼っていた場合は、飼い主変更の手続きが必要になります。	
〈新しい飼い主が市内のとき〉	
受付窓口、問い合わせ先にご連絡ください。	
〈新しい飼い主が市外のとき〉	
お住まい先の犬の登録窓口で鑑札交換の手続きが必要になります。	
持ち物	
<input type="checkbox"/> 犬鑑札、注射はがき、愛犬カードなど	
受付窓口・問い合わせ先	
動物愛護教育センター	487-1616
中央区(保健総務課)	453-6111
東行政センター	424-0164
西行政センター	597-1117
南行政センター	425-1382
北行政センター	523-3120
浜名区(保健所浜北支所)	585-1398
天竜区まちづくり推進課	922-0033
春野支所	983-0001
佐久間支所	966-0002
水窪支所	982-0002
龍山支所	966-2113
期限	
亡くなった日から 30 日以内	

森林の土地の所有者届出

対象者	
個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、地域森林計画の対象となっている森林の土地を新たに取得した方	
※国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外	
持ち物	
<input type="checkbox"/> 森林の土地の所有者届出書 ※自署の場合は押印不要です。	
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書その他届出の原因となる事実を証明する書面(すべて写しで可) ※登記事項証明書、森林の売買契約書、相続分割協議の目録又は登記済証など	
<input type="checkbox"/> 土地の位置図(静岡県森林情報共有システムで得られる図面)	
受付窓口・問い合わせ先	
林業振興課 457-2159(制度全般のお問い合わせ先はこちら)	
農業振興課北部農業グループ	523-1113
農業振興課浜北農業グループ	585-1117
天竜森林事務所	922-0031
期限	
所有者となった日から 90 日以内	

農地を相続等した旨の届出

対象者
相続等により、農地の権利を取得した方
持ち物
<input type="checkbox"/> 届出書 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状(届出人が本人以外の場合)
受付窓口・問い合わせ先
【農地利用課・農業委員会事務局】 (農地の所在地により受付窓口が分かれます) 農地総務グループ 457-2481 北部農地利用グループ 523-3106 浜北農地利用グループ 585-1118
期限
権利取得を知った日から概ね 10 か月以内

所有者不明土地^(※)の解消に向けて、 不動産に関するルールが大きく変わります！

※登記簿を見ても所有者が分からない土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化^(※)されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！
今なら、**相続登記の免税措置**も、拡大されています
- 相続の際、**遺産分割**をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続は、**法務局のホームページ**をご覧ください
- 相続・登記の**専門家への相談**も、ご検討ください



新制度について
詳しくは、以下の
二次元コードか、
「法務省 所有者不明」
で検索！



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU



Q

令和6年から始まる義務化は、私に関係があるの？
今からできることは、あるの？

A

相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日に始まりますが、それ以前の相続でも、**不動産（土地・建物）の相続登記がされていないものは、義務化の対象**になります

それぞれのケースに応じ、**相続人（ご遺族）で、必要な遺産分割を行い、今のうちから、相続登記を速やかに行うこと**が、重要です

相続登記を促進する税制上の措置（100万円以下の土地の相続登記申請の免税措置等）も令和4年4月から、拡充されています

（新しい税制措置は、法務省ホームページで詳しく掲載しています）



Q

相続登記の申請って大変じゃないの？
どのような手続きをとればいいのか？

A

不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請**して行います

手続は、①**遺言書**による相続の場合、②**遺産分割協議**による相続の場合（相続人全員で話し合いをする場合）、③**法定された割合による相続**の場合（民法に定められた相続割合で相続する場合）など、ケースにより、必要な登記や書類が異なります

必要な登記の種類は、法務省ホームページでもご案内しています

（法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」をご覧ください）



Q

相続登記について、更に知りたいときは
どうすればいいのか？

A

- 全国の法務局では、**手続案内**を行っています（**予約制**）

（各法務局の案内はこちらに掲載しています）



- 法務局ホームページで、**手続や書式**をご案内しています

詳しくは、上記法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」の「相続登記の手続等についてお知らせします」から

- **専門家（司法書士・弁護士）に相談**したい場合は、こちら

日本司法書士会連合会のホームページ（登記相談のご案内）



日本弁護士連合会のホームページ（法律相談のご案内）



相続登記は司法書士へ

ご相談は、静岡県司法書士会
相続登記相談センター
をご利用ください



相続登記
ここが変わります!

相続登記が義務となります

相続登記はお済みですか。法律の改正により相続登記が義務化されます。まだ登記をしていない方、これから発生する相続に備えて準備をしておきたい方、お気軽に「相続登記相談センター」へご相談ください。

Q いつまでに相続登記を申請しないとイケないの？

A 自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、相続により不動産の所有権を取得したことを**知った日から3年以内**に、相続登記を申請しなければなりません。

Q 法律施行日前に発生した相続についても義務になるの？

A 施行日前に発生した相続についても義務になります。法律公布の日(令和3年4月28日)から起算して**3年以内**に施行される予定ですが、**施行日から3年以内**に相続登記を申請しなければなりません。

Q 相続登記の申請義務に違反したらどうなるの？

A 正当な理由がないのに相続登記の申請を怠ったときは、**10万円以下の過料**に処せられます。

Q 期限までに相続登記ができない場合はどうすればいいの？

A 所有権登記名義人について相続が開始したこと及び自分が相続人であることを**申し出**ることで、相続登記の申請義務を履行したものとみなされます(相続人申告制度)。

ご相談方法は
こちら



窓口に電話をかける

面談相談の予約申込み

☎ 054-289-3700

月~金 9時~17時



面談による相談は
予約制です

電話による無料相談

☎ 054-289-3704

月~金 14時~17時

司法書士が直接対応します!

※毎週火曜日は成年後見に関する
専門相談員を配置しています



相談は
無料
です!

【くらしのセンターからのご案内】

市の共催事業として、下記の相談も行っています。ご利用ください。

1 登記関連相談のご案内（市共催事業）

不動産の測量調査、表示登記、境界のお悩み、相続・贈与に伴う登記、会社登記、調整区域内の農地に住宅等を建てる手続き等に行政書士、土地家屋調査士、司法書士が、無料でご相談に応じます。（要予約）

予約や詳細は、二会合同事務局へお問い合わせください。 ☎474-4848 受付：午前9時半～午後4時

会場	開催日	相談時間
くらしのセンター	原則月1回 詳細や日程は、二会合同事務局へ	午後1時30分～午後4時30分
浜名区役所	原則偶数月第2火曜日（祝・休日、年末年始除く）	午前9時30分～午前11時30分

2 税務相談のご案内（市共催事業）

税金に関する相談に東海税理士会浜松西・東支部所属の税理士が、無料でご相談に応じます。（要予約）

予約や詳細は東海税理士会浜松西支部事務局へお問い合わせください。

☎453-1621 受付：午前9時～午後3時

会場	開催日	時間
くらしのセンター	原則月1回 詳細や日程は、東海税理士会浜松西支部事務局へ	午後1時30分～午後4時30分

浜松市市民部市民生活課くらしのセンター
浜松市中央区海老塚町51-1
E-mail: kurashi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～メモ～

A large rounded rectangular box with a black border, containing ten horizontal blue lines for writing. The lines are evenly spaced and extend across most of the width of the box.



滨松市